

独立行政法人航海訓練所  
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練体制を構築する。</li> <li>練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進める。</li> <li>船内組織と陸上組織を有効に連携・機能させた効率的な組織運営体制を確立する。</li> </ul>	<p>船員教育のあり方に関する検討会報告を反映した航海訓練の体制整備を進めるとともに、整理合理化計画を踏まえ、必要に対応に積極的に取り組む。本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に以下を実施する。</p> <p>① 連絡調整室(東京)を廃止し、その業務を航海訓練所の主たる事務所(横浜)に引き継ぎ、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 平成23年度までに、タービン練習船の内航用小型練習船への代替えを図るよう検討する。</p>	4	<p>船員教育のあり方に関する検討会報告及び整理合理化計画を踏まえ、次のとおり組織運営の効率化を進めている。</p> <p>① 平成20年8月31日に連絡調整室(東京)を廃止するとともに、教育部内の業務を見直し、企画体制の充実及び業務の効率化を図ったことにより、陸上職員1名を縮減している。</p> <p>② 小型練習船が持つべき機能について、技術的な検討を行い、平成22年度の予算化に向けて海事局との協議を進めている。</p> <p>また、タービン代替訓練技術検討委員会に委員を派遣し、タービン練習船廃止後の代替訓練のあり方に関する検討に参加している。</p>	<p>・ 連絡調整室を廃止するとともに、教育部業務の見直し、及び同組織の再編により、職員1名を削減したことは、年度計画を上回る業務の効率化を達成しており、中期計画を見据えた確実な取り組みとなっている。</p>
<p>(2) 人材の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航海訓練実施のため必要な役職員を確保する。</li> <li>大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るため、220名程度の人事交流を実施する。</li> </ul>	<p>組織の一層の活性化を図るため、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用する。</p> <p>期間中に、交流目的を明確にした44名程度の人事交流を実施する。</p>			

<p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。</p>	<p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に6%程度の抑制を図る。</p> <p>また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。</p>	4	<p>① 中期計画の初年度予算（平成18年度）に対して、一般管理費を約11%（7,502千円）抑制している。</p> <p>業務経費については、燃料価格の激しい高騰の影響を受けたが、同予算額に対し約1%（20,196千円）抑制している。</p> <p>なお、燃料油の高騰に対しては、練習船体の減速運転、東京港停泊中の陸上供給電源の使用、保守整備の繰り延べなど、教育訓練に必要な内容を維持しつつ、経費の節減に努めている。</p>	<p>・ 燃料高騰の厳しい環境の中、訓練の質を維持しつつ、運航方法の工夫等により業務経費を削減し、また、一般管理費も1%抑制している。</p>
<p>② 外航船員に求められる実戦的な海事英語能力を高めるための訓練を効率的・効果的に実施し、その一環として同訓練の民間開放を推進する。</p>	<p>② 実践的の海事英語訓練について、実行可能な訓練内容を民間に業務委託することにより、民間開放を継続して実施する。</p>	3	<p>② 海事英語訓練については、一般競争入札で決定した5名の講師（ネイティブスピーカー）により昨年度に引き続き適切に実施している。</p> <p>なお、航海訓練業務における民間開放は、規制改革・民間開放推進会議等の指摘を踏まえ、適正に実施している。</p>	
<p>③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練業務の効率化を推進する。</p>	<p>③ 船員教育のあり方に関する検討会報告を反映するとともに、整理合理化計画を踏まえた業務運営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社船実習(民間船社の練習船による実習)制度の導入とその活用に係る状況を見据え、次年度以降の航海訓練の実施計画に反映させる。</li> <li>・ 遠洋航海等を希望しない者に対する航海訓練の実施については、関係府省の協議結果を速やかに反映する。</li> </ul>	3	<p>③ 検討会報告及び整理合理化計画を踏まえ、以下の業務運営の効率化を図っている。</p> <p>大学・商船高専への乗船実習の導入にあたり、実習内容の分担、事務手続などに関して関係機関との調整を行い、平成21年度の実施計画に反映している。</p> <p>遠洋航海等を希望しない者に対する航海訓練の実施については、21年度10月から受け入れる実習生の動向を把握し、実習訓練へ速やかに反映させることとしている。</p>	

<p>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 航海訓練の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる学生、生徒等に対し、海運界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。</p> <p>* (昨年同様) 評価対象ではないので紙面の都合から削除</p>	<p>独立行政法人航海訓練所法(平成11年法律第213号)第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下「実習生」という。)に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
---	---	----------	----------	----------

<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理能力向上に向けた実務訓練</li> <li>・ 実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練</li> <li>・ ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与</li> <li>・ SOLAS条約、ISPSコード、SMS等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練</li> </ul>	<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>三級海技士養成にあっては引き続き日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。</p> <p>平成 18 年度から開始した、STCW 条約の項目順に編成した「指導要領」、「訓練記録簿」、及び「実習訓練の評価」の導入について、独立行政法人海技教育機構の海上技術コース（航海・機関）の実習にかかる「指導要領」を改定する。</p> <p>また、社船実習の導入に対応するため、関係機関と航海訓練内容の分担を策定するとともに、帆船実習の実施時期及び期間の見直しに対応した指導要領を策定する。</p>	<p>4</p>	<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>外国人船員指揮監督能力の強化として、機関室内での様々な作業を想定した英会話のウェブ教材を作成し、実習生の自主学習に活用させることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。</p> <p>また、安全・管理に係る管理能力の強化として、研究において開発したプログラムを実習生にも活用することで、訓練内容の充実強化を図っている。</p> <p>平成 18 年度から継続している指導要領等の STCW 条約項目順への編成について、今年度は計画に基づき、海技教育機構海上技術コース（航海・機関）の実習に係る「指導要領」を改訂し、円滑な訓練・評価を実施している。</p> <p>社船実習の開始にあたり、航海訓練の分担について関係機関と調整している。</p> <p>また、帆船実習の時期、期間の見直しにともない、大学航海科の「指導要領」を改定している。</p> <p>なお、本年度より独立行政法人海技教育機構（以後海技教育機構）海上技術コース（航海専修、機関専修）の実習を新たに開始している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育現場に即した英会話ウェブ教材を作成し、自主学習による教育に努めている。</li> <li>・ 社船実習に伴う教育体制の見直しにより、大学航海科の帆船実習にかかる指導要領の改訂を行い、均質な実習訓練のための基礎を構築し、向上に繋げている。</li> </ul>
--	--	----------	---	--

<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 即戦力化を目指した実務訓練</li> <li>・ モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与</li> <li>・ 航海当直能力向上のための基礎技能訓練</li> <li>・ 「指差呼称」の徹底など安全確認の体得</li> </ul>	<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、継続して訓練内容の充実・強化を図る。</p> <p>平成 19 年度に新たに導入した指導要領等を検証する。</p>	<p>4</p>	<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>内航船の現役船長を練習船に乗船させ、実習船橋を利用した船橋当直 1 名体制への対応訓練の導入のより、内航船の実態に即した訓練の導入を行うなど、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力等の訓練内容の充実・強化を図っている。</p> <p>平成 19 年度に導入した四級海技士用の「指導要領」について、訓練の円滑な実施の観点から、構成及び内容の見直しを実施している。</p> <p>また、実習生の配乗に合わせて、練習船における訓練項目の分担を改め、効果的な訓練の実施に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内航船長の乗船調査で得られた意見を反映し、内航船の実態に即した船橋当直 1 名体制への対応の訓練を導入するなど、教育内容の充実に努めている。</li> </ul>
--	---	----------	--	--

<p>(c) 実習生の適正な配乗計画と受け入れ計画及び訓練の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船員教育機関の養成定員、受入れ実績等を踏まえた実習生の受け入れ計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。</li> <li>内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。</li> </ul>	<p>(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標</p> <p>各船員教育機関の養成定員の変更及び科別、学年別受入実績を踏まえた実習生の受入計画を立案し、各船員教育機関の養成目的及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。</p> <p>また、導入される社船実習制度の活用に係る状況、帆船実習の時期及び期間の見直しを踏まえた配乗を検討する。</p> <p>内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。</p>	<p>4</p>	<p>(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標</p> <p>各船員教育機関からの受入実績や在籍者数を踏まえ、平成21年度の実習生受入計画を立案している。</p> <p>各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等を考慮するとともに、教育機関における入学者の増加、課程の改編などによる受入人数の増加、社船実習の導入による余席の活用などを踏まえ、多種多人数の実習生配乗の中でも、より良好な実習環境の確保を考慮して平成21年度実習生配乗計画を立案している。</p> <p>平成20年度配乗計画は、内航業界の要望による六級海技士(航海)課程を3回68名に拡大し、計48名の航海訓練を実施している。</p> <p>また、外航業界の要望を受けて、昨年度に試行した外国人船員養成(フィリピンMAAP校)は、実習時期を4月の年度初頭に変更するとともに、46名を実施している。</p> <p>知識試験及び実技試験により実習生の到達レベルを確認するとともに、フォローアップが必要な実習生に対する再指導の徹底により、訓練課程全体の修了率は99.5%であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人船員養成に積極的かつ継続的に取り組んでいるほか、実習生定員に対する充足率を増加させており、多種・多人数の実習生配乗にもかかわらず、再指導を徹底するなどの教育の充実により、高い修了率を維持している。</li> </ul>
---	---	----------	--	---

<p>(d) 訓練機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多人数かつ養成課程の異なる実習を一つの船で同時に訓練する状況において、実際の運航場面を通じて効果的・効率的に訓練を行うため、当所が開発したオンボードシミュレータ等の計画的な導入を図る。</li> <li>・ オンボードシミュレータに関しては、インストラクターの養成とともに、民間からの人材活用を検討し、訓練効果の向上を図る。</li> <li>・ 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の更新整備を実施する。</li> </ul>	<p>(d) 訓練機材の整備</p> <p>オンボード操船シミュレータの導入について、大成丸に設置するとともに、青雲丸への新たな導入に向けた仕様検討を行い、継続して訓練機材の充実を図る。また、同シミュレータのインストラクター養成を推進する。</p> <p>海事英語演習機材等の導入・整備を継続実施する。</p> <p>国際基準に基づく訓練体制全般の評価システムである資質基準システム（QSS）について、導入した実習データ管理に係るシステムの拡充を図る。</p>	3	<p>(d) 訓練機材の整備</p> <p>昨年 12 月に、大成丸にオンボード操船シミュレータを設置するとともに、同装置の運用訓練を繰り返しながら、インストラクター 9 名を養成し、平成 21 年 4 月からの本格運用に備えている。また、インストラクターの養成については、引き続き、海技教育機構海技大学校との人事交流を行い 2 名を養成している。</p> <p>また、青雲丸への新たなシミュレータの導入にあたり、仕様の検討とともに、導入の準備を整えている。</p> <p>海事英語演習に、世界的に用いられている海事英語ビデオ教材を導入し、船内作業に活用するなど英会話力の向上に努めている。</p> <p>資質基準システムに基づき、実施記録をデータとして一括管理している専用サーバーに一括管理し、検索機能を強化するなど、管理機能の拡充に努めている。</p>	
<p>(e) 意見交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内航及び外航の初級船舶職員に要求される技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するため意見交換会を年間 15 回程度開催する。</li> <li>・ 海運業界が訓練現場を視察する場を設ける等、海運業界等との対話、連携を強化する。</li> </ul>	<p>(e) 意見交換会の開催</p> <p>内航及び外航のニーズを的確に把握するための意見交換会を 15 回程度開催するほか、海運業界等の関係者が訓練現場を視察する機会を設ける他、昨年度末に設置された内航船員教育連絡会議、外航船員教育連絡会議に参画することにより、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化の一層の充実を図る。</p>	4	<p>(e) 意見交換会の開催</p> <p>船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を 23 回、練習船視察会を 9 回実施し、内航業界との連携強化を図るとともに、航海訓練への反映に努めている。</p> <p>また、内航船員教育連絡会議及び外航船員教育連絡会議に参画したほか、外航海運会社の実務者との意見交換を行うなど、教育訓練等に関する意見収集に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画を大きく上回る意見交換会の開催により、産業界との連携強化に取り組み、その成果を船員教育の現場に生かそうとする意欲と工夫が見られる。</li> </ul>

<p>(f) 実習生による評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し速やかに改善する。</li> <li>・ 実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえで、訓練期間の初期及び終期に実習生による訓練評価を年間20回程度実施する。</li> </ul>	<p>(f) 実習生による評価</p> <p>訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえで、訓練期間の初期及び終期に、新たなアンケート調査方式での実習生による訓練評価を20回程度実施する。</p>	4	<p>(f) 実習生による評価</p> <p>実習生による訓練評価に、マークシート方式を導入するとともに、アンケート内容を改訂し、計画どおり20回実施している。</p> <p>なお、実習内容や設備に対する苦情・要望等について原因を考察し、その結果と改善策等を各船の教官にフィードバックしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習生によるアンケート方式を改善することにより、その結果を迅速にフィードバックし、実習生の不満改善など実習生の意識と教育現場のギャップを積極的に埋めようと努力している。</li> </ul>
<p>(g) 職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。</li> <li>・ 航海訓練・研究活動の活性化を図るため、世界海事大学等の海外の教育研究機関への留学を推進する。</li> <li>・ 期間中に延べ500名以上に対し研修を実施する。</li> </ul>	<p>(g) 職員研修</p> <p>職員の職務別及び階層別に求められる能力に応じた研修計画を定め、より効果的・効率的な研修の実施方法を試行する。</p> <p>期間中に、延べ100名以上の職員に対し、内部研修及び外部への委託研修を実施する。</p> <p>加えて海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内研修の実施を図る。</p>	3	<p>(g) 職員研修</p> <p>職員の職務別及び階層別に応じて研修計画を定め、研修の実施方法等を工夫するなど、より効果的・効率的な実施に努めている。</p> <p>内部研修及び外部研修を合わせ、延べ161名（海技職及び教育職職員144名、行政職17名）の職員に対する研修を実施し、研修受講者による研修報告を周知することで知見の共有に努めている。</p> <p>世界海事大学（WMU）「海事教育訓練コース」への留学（職員1名）を再開させ、航海訓練・研究活動の活性化を図っている。</p>	

<p>(h) 安全管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図る。</li> <li>自主的に導入した船舶安全運航管理システムについて、更に国際安全管理規則（ISMコード）認証を任意取得し、組織内の安全風土を確立し、安全管理体制の充実と事故防止の徹底を図る。</li> <li>ITの活用を含め陸上からの船隊支援体制を以下のとおり強化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 台風等対策支援チームの設置</li> <li>② 台風等に係る避泊地情報データベースの充実</li> <li>③ 船陸間情報通信ネットワークの強化</li> </ul> </li> <li>健康保持増進計画に基づき、心身両面にわたる乗組員・実習生の健康保持増進活動を推進する。 特にメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。</li> </ul>	<p>(h) 安全管理の推進</p> <p>安全管理体制及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、海上における人命と船舶の安全を確保し、船舶保安を維持するとともに、環境の保護を図るため、次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際安全管理規則に従って構築した安全管理マニュアルを適正に実施し維持することにより、練習船の安全の確保及び海洋環境保護を図る。</li> </ul> <p>また、安全管理システム(SMS)に係る内部監査を適正かつ積極的に実施し、安全に関する自己点検・評価体制を維持する。</p> <p>さらに、民間の海運会社と連携した安全運航の維持・改善に関する相互協力体制作りを開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織内安全風土の醸成に向けた活動を推進するとともに、緊急事態等に対応した演習を実施する。</li> <li>陸船間情報ネットワークの強化及び情報セキュリティの確保のため、5年目となるネットワークサーバを更新する。</li> <li>必要に応じ、台風等対策支援チームを編成するとともに、台風等に係る避泊地情報データベースの充実に向けた情報の収集と共有を図る。</li> <li>各船・各課のデータベース構築作業を継続する。</li> </ul>	<p>3</p>	<p>(h) 安全管理の推進</p> <p>安全管理システム(SMS)に基づく安全管理体制、国際船舶保安規程(SSP)に基づく船舶保安体制(テロ対策)について、次の事項を実施し、海上における人命と船舶の安全の確保、環境の保護等に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全管理システム(SMS) <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に関する自己点検及び見直し会議を定期的実施するとともに、本所及び各練習船に対する内部監査を積極的に実施し、安全管理マニュアルを適正に維持している。</li> <li>なお、任意ISM年次審査(本所)及び中間検査(練習船3隻)を受検している。</li> </ul> </li> <li>○ 船舶保安規程(SSP) <ul style="list-style-type: none"> <li>各練習船に対するISPS内部監査を実施し、船舶保安体制を適正に維持している。</li> <li>また、2隻の練習船が定期検査を受検している。</li> </ul> </li> </ul> <p>民間の船社と「安全風土の確立に関する協力の協定書」を締結し、民間船社の訪船指導に参加し安全運航の維持・改善に関して相互協力体制を整えている。</p> <p>また、各船から寄せられるインシデント情報、ヒヤリハット報告、軽微災害情報の共有化、海王丸海難事故の日などの活用に加え、新たに、本所及び練習船の安全担当者等による安全推進会議を設置するとともに、練習船における操舵装置の故障を想定した合同緊急対応訓練を実施するなど、安全風土の醸成に向けた活動を推進している。</p>	<p>(次頁に続く)</p>
---	--	----------	---	----------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸船間情報ネットワークの強化及び情報セキュリティの確保のため、5年目となるネットワークサーバを更新する。</li> <li>・ 必要に応じ、台風等対策支援チームを編成するとともに、台風等に係る避泊地情報データベースの充実に向けた情報の収集と共有を図る。</li> <li>・ 各船・各課のデータベース構築作業を継続する。</li> <li>・ 健康保持増進計画を策定し、その活動を推進する。特に生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を策定する。また、メンタルヘルスに係る活動の質の向上と効果的な実施方法を策定する。</li> </ul>	<p>前ページに 評価欄有り</p>	<p>本所及び各船のネットワークサーバを更新し、陸船間の情報通信ネットワークの強化及び情報セキュリティの確保を図っている。</p> <p>台風及び低気圧の接近に対して、台風等対策支援チームを5回設置し、各船の安全運航への支援を行っている。</p> <p>「平成20年度健康保持増進計画」を策定し、生活習慣病の防止のための健康指導や個別相談、メンタルヘルスに関するカウンセリングや講習の実施など、健康の保持、増進に努めている。</p> <p>また、季刊紙「安全と衛生」の発行により、健康管理及び衛生管理に関する啓蒙を図っている。</p>	
<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図る。</li> <li>・ 訓練による実習生の知識・技能到達レベルを明確にするなど、訓練内容の透明性を高めるとともに、新たに導入された国際基準による訓練体制全般の評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。</li> </ul>	<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <p>教育査察全体の見直しを行うとともに、航海訓練に関する自己点検・評価体制を適確に維持するため、資質基準システム(QSS)の内部監査を計画的に実施する。</p>	<p>3</p>	<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <p>平成18年度、19年度の実施結果を踏まえ、評価に関して練習船教育査察規程を改定している。</p> <p>また、各練習船に対して、教育査察及び資質基準システム(QSS)内部監査を実施し、適切に航海訓練に関する自己点検・評価体制を維持するとともに、改善に努めている。</p>	

<p>(2) 研究の実施</p> <p>独立行政法人航海訓練所法に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ研究体制の強化・充実を図り、船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。</li> </ul>	<p>独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。</p> <p>研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。</p> <p>以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(a) 研究件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究件数に関し、期間中30件程度の独自研究、25件程度の共同研究を実施する。</li> </ul>	<p>(a) 研究件数</p> <p>期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については18件(新規3件、継続15件)程度、共同研究については15件(新規3件、継続12件)程度を実施する。</p>	<p>3</p>	<p>(a) 研究件数</p> <p>期間中の研究件数は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自研究18件(新規3件、継続15件)</li> <li>・共同研究13件(新規4件、継続9件)</li> </ul> <p>なお、今年度は、内部専門委員会による審査の結果、新規の研究に7件(独自3件、共同4件)を立ち上げた一方、6件(独自2件、共同4件)の研究を終了させているため、共同研究が目標件数に達していない。</p>	

<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動の質的向上及び研究テーマの適正な選択に向けて、評価体制を充実するとともに、外部研究機関等との研究交流を拡大する。</li> <li>各研究成果の指標化を図る。</li> </ul>	<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <p>グループ研究体制の確認・見直しを行い、研究成果の航海訓練への反映を図る。また、外部研究機関との連携を促進する。</p> <p>また、引き続き次に掲げるテーマに関する研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューマンエレメント（オンボード操船シミュレータの活用）</li> <li>地球環境保全</li> <li>資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証）</li> </ul>	<p>4</p>	<p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <p>各研究グループにおける活動状況を確認し、研究成果の発表を促進させるとともに内容を精査し、改廃、新規企画の立ち上げなど、研究活動の活性化を図っている。</p> <p>また、安全管理教育に関する研究等については、その成果を航海訓練へ反映させている。</p> <p>外部研究機関と連携し、以下のとおり環境と安全に重点を置いた研究を立ち上げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 東京都環境科学研究所と大気汚染防止に関する研究</li> <li>② 神戸大学と機関装置の作業性改善に関する研究</li> <li>③ 北海道大学と錨泊の安全に関する研究</li> </ol> <p>以下のテーマに関する研究を続けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューマンエレメント（オンボード操船シミュレータの活用）</li> <li>地球環境保全</li> <li>資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな共同研究相手との協定締結により、環境関連分野等の研究を新規に開拓するなど、研究活動の領域拡大に積極的に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(3) 社会に対する成果の普及・活用促進（付帯業務の実施）</p> <p>独立行政法人航海訓練所法に基づき、船員教育訓練及び船舶運航関係の知識・技術及び研究成果に関し普及・活用を図る。</p> <p>組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想の普及業務及び広報活動を推進する。</p>	<p>独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

<p>(a) 技術移転の推進に関する業務</p> <p>① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れる。</p> <p>また、IMOやILOの動向を踏まえた新たな研修を積極的に受け入れる。</p> <p>② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。</p> <p>③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。</p> <p>④ 国際会議へ6件程度参画するとともに、外国の船員教育機関との交流を図り、国際的連携を深める。</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から、合計60名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の技術移転等の実施に努める。</p> <p>② 期間中の職員新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請を踏まえて対応する。</p> <p>③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。</p> <p>④ 技術移転等を推進するため1件程度の国際会議等に参画するとともに、世界海事大学(WMU)留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じて国際的連携を強化する。</p>	<p>4</p>	<p>(a) 技術移転等の推進に関する業務</p> <p>① 海事関連行政機関及び船員教育機関の要請に応じ、13機関から延べ178名(年度目標値の約3倍)の研修員を受け入れている。</p> <p>また、これまでの研修実施実績を基に、新たに運航実務研修指導要領をまとめ、効果的な技術移転等の実施を図っている。</p> <p>② 船員教育の専門家として、フィリピン国、及びインドネシア国へ、延べ15名の職員を派遣し、技術協力を行っている。</p> <p>③ 専門分野の委員として、延べ48の委員会等へ、24名の職員を派遣している。</p> <p>④ IMO海上安全委員会等に1名を(3回)派遣し、STCW条約改正等の議論に参画するとともに、国際的動向の把握に努めている。</p> <p>世界海事大学留学経験者を国土交通省に出向させ、2006年の海事労働条約の批准に係る業務に活用させている。</p> <p>ハワイへの練習船の寄港などで交流のあるポリネシア航海協会との交流を行い連携を図っている。</p>	<p>・ 多種・多様な配乗計画の中、年度計画の3倍の研修生を受け入れ、ニーズに対応して研修内容を見直すとともに、東南アジア諸国への技術協力のための職員派遣についても、計画を上回る成果をあげるなど、海外協力を積極的に実施している。</p>
--	--	----------	---	--

<p>(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。</li> <li>研究成果の活用を推進するため、ホームページに各研究成果の概要を掲載する。</li> <li>研究成果の積極的な情報開示に努め、船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。</li> <li>船舶の安全運航、海洋環境対策等の船舶運航技術に関して練習船で実施が可能な研究は、積極的に外部研究機関等と連携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。</li> <li>30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。 また、必要に応じて特許の出願を図る。</li> </ul>	<p>(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動に関してその成果を、研究発表会や定期的に刊行物(調査研究時報、又は調査研究諸報)として公開する。</li> <li>研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。</li> <li>船舶の運航技術、大気汚染を含む海洋環境保護対策に関する研究について、積極的に外部研究機関と連携し、諸データ及びその解析結果等を広く提供する。</li> <li>研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに6件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。</li> </ul>	<p>4</p>	<p>(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究時報1回(掲載計1編)及び調査研究諸報2回(掲載計14編)を発行し、所内外関係先に配布している。</li> <li>ホームページに各研究成果の概要を掲載し、研究成果の活用を推進している。</li> <li>大気汚染を含む海洋環境保護対策に関する研究として実施している、船舶から排出される汚染物質に関する研究において、実船実験により得られたデータを外部機関と連携して関連学会で発表している。 また、船舶の陸上電源供給による大気環境改善調査に関する研究について、練習船において諸データを採取している。</li> <li>論文発表及び学会発表件数は以下のとおり。 論文発表11件(年度目標値の1.8倍) 学会発表13件(年度目標値の2.2倍)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境汚染に関する研究をはじめとして、内外の学会での発表等、目標値を大幅に上回る成果をあげている。</li> </ul>
--	--	----------	--	--

<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <p>国民の海への関心を高め、海上輸送の重要性や航海訓練を含めた船員教育の意義・役割への理解を深めるといった観点から、当所が担うべき海事思想の普及等に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含め、より積極的に海事思想の普及、広報の実施を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や地方自治体主催の各種イベント等に、集客力の高い練習船を活用して積極的に参加し、地域と連携して海事思想の普及を図ることとし、一般公開及び練習船見学会を年4.5回程度実施する。</li> <li>・ 練習船機能を活かして、青少年の体験航海を実施する。</li> <li>・ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、業務成果を広く一般に発信する。</li> </ul>	<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <p>交通政策審議会海事分科会の答申（平成19年12月）を受けて、青少年が海に親しみ、海への関心を高める機会を提供する。</p> <p>また、海事産業の次世代人材確保育成のため、海事・港湾関係機関、海運業界及び他の船員教育機関との連携を深めた取り組みを開始する。</p> <p>その他、イベントへの参加、及び一般公開等を継続実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海フェスタ等の海事関係イベントに参加すると共に、寄港地において練習船や当所、及び航海訓練に関する広報活動を行う。</li> <li>・ 練習船の寄港地における一般公開を25回程度実施する。</li> <li>・ 練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会を20回程度実施する。</li> <li>・ 訪問型海事思想普及活動を推進する。</li> <li>・ 練習船を活用した体験型イベントを実施する。</li> <li>・ 海王丸において青少年等の体験航海を実施する。</li> <li>・ 若年層にアピールするコンテンツの開発や、海事関係機関との相互リンクなど、インターネット上での活動に力を入れる。</li> </ul>	<p>4</p>	<p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <p>交通政策審議会海事分科会の答申及び海事産業の次世代人材確保育成のため、次の取組み、活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄港要請に対応して、練習船の一般公開を25回実施し、合計102,102名の見学者を受け入れている。</li> <li>・ 小中学生を対象にした練習船見学会を31回実施し、合計1,541名の児童・生徒の見学を受け入れている。</li> <li>・ 小学校、児童館を訪問して、海や船の話をする訪問型海洋教室を26回実施している。（参加者2,774名）</li> <li>・ 平成19年度から実施している、出入港における帆船の体験乗船を行い30名を受け入れている。</li> </ul> <p>また、船上におけるセイルドリルの見学を4回開催し97名の見学者を受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海王丸において、青少年を対象とした体験航海を7回（国内6回、遠洋航海1回）実施し、合計100名の参加者を受け入れている。</li> </ul> <p>また、係岸中に海洋教室を2回実施し112名の参加者を受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「太平洋エコ通信2009」や「練習船卓上カレンダーダウンロード」等、若年層にアピールするコンテンツを開発するとともに、閲覧者がアクセスしやすいような工夫が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10万人を超す見学者を受け入れるなど、海事思想普及に向けて積極的に取り組んでいる。</li> </ul>
--	--	----------	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>当所の情報や業務成果を、マスメディア、ホームページ、広報紙、航海訓練レポート（年度実績報告）、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することで更なる情報発信を行う。</li> </ul>	前ページに 評価欄有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、プレスリリース、広報誌や訓練レポート等の刊行物、海事イベントへの参加、研究発表会等を通じ、情報の発信に努めている。</li> </ul>	
	<p>(4) 業務全般に関する項目</p> <p>内部統制の維持・充実や透明性の確保等、今後の独立行政法人に係わる法整備等を見据え、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進する。</p> <p>既に実施している次の項目については、より積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練業務、研究業務等を自ら評価し、次年度に反映させるため、内部評価委員会を積極的に活用する。</li> <li>業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</li> </ul>	3	<p>(4) 業務全般に関する項目</p> <p>監査法人等が実施する内部統制セミナーに職員を参加させるとともに、独立行政法人相互間で意見交換を行い、内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備に努めている。</p> <p>内部評価委員会における、外部委員からの助言や指摘を活用し、業務内容の改善に努めている。</p> <p>業務・マネジメントに関し国民から意見募集を行うという観点から、広報業務の一環として帆船の出港見学会の参加者に対するアンケート調査を新たに実施し、国民からの意見を業務運営の改善に努めている。</p>	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>組織の業務範囲において、自己収入の確保を図る。具体的には、新たに海技士身体検査証明書の発行費用等の徴収を図ることとする。</p>	<p>(1) 自己収入の確保</p> <p>海技士身体検査証明書の発行費用及び乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費を収受する。船員教育機関等からの訓練委託に係る受託料の見直しに係る協議を行う。</p>	3	<p>(1) 自己収入の確保</p> <p>乗船実習証明書再発行手数料、運航実務研修に係る研修費、講師派遣料、教科参考資料の有料配布及び海技士身体検査証明書の発行手数料の収受を引き続き行い、自己収入の確保に努めている。</p> <p>船員教育のあり方に関する検討会報告に対応し、受託料等の適正化に向け関係機関と協議を行い、受託料を引き上げている。</p> <p>平成20年度の自己収入実績は30,840千円であった。</p>	

<p>(2) 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算</li> <li>・ 収支計画</li> <li>・ 資金計画</li> </ul>	<p>(2) 期間中の予算計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度計画参照</li> <li>・ 年度計画参照</li> <li>・ 年度計画参照</li> </ul> <p>[人件費の見積り]            年度中総額 3,656 百万円を支出する。            但し、上記の額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>3</p> <p>別紙を含めた評価</p>	<p>(2) 期間中の予算計画</p> <p>予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査が適切に実施され、規程に基づき適切に執行されている。</p> <p>なお、独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委による「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価については、別紙参照</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予見し難い事故等の事由により、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。</li> </ul>	<p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。</p>	<p>—</p>	<p>※ 平成20年度該当なし。</p>	
<p>5. 重要財産の処分計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	<p>なし</p>	<p>—</p>	<p>※ 平成20年度該当なし。</p>	
<p>6. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。</li> </ul>	<p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。</p>	<p>3</p>	<p>今期における剰余金は67百万円は、独立行政法人通則法第44条第1項の積立金として適切に処理している。</p>	

<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>① 東京港晴海棧橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を行う。</p> <p>② 効果的な訓練機材の配備充実を図る。</p>	<p>(1) 施設・設備の整備 (a) 大成丸にオンボード操船シミュレータを設置する。</p> <table border="1" data-bbox="571 359 952 566"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育施設整備費 航海訓練所練習船のオンボード操船シミュレータ施設整備</td> <td>52</td> <td>独立行政法人航海訓練所施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 船員教育のあり方に関する検討会報告を踏まえ、内航用小型練習船導入の検討を継続する。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	教育施設整備費 航海訓練所練習船のオンボード操船シミュレータ施設整備	52	独立行政法人航海訓練所施設整備費補助金	3	<p>(1) 施設・設備の整備 (a) 12月25日に、練習船大成丸にオンボード操船シミュレータを据付・電源工事等を完了している。</p>	
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源								
教育施設整備費 航海訓練所練習船のオンボード操船シミュレータ施設整備	52	独立行政法人航海訓練所施設整備費補助金								
<p>(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。</p>	<p>(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。</p>	4	<p>(2) 人事に関する計画 中期計画に掲げる人件費5%以上の削減は平成18年度に達成している。 また、高齢者の雇用確保及び高度な技術経験の活用の観点から、平成21年1月20日、継続雇用制度を導入している。</p>	<p>・人件費削減をH18年度に達成したにとどまらず、高齢者の雇用確保のために、新たに職員の継続雇用制度を導入し、必要人員の確保に努めている。</p>						

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

- 5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- 4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- 3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- 1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 平成20年度業務実績評価調書：独立行政法人航海訓練所

### 総合的な評定

#### 業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数＝88 項目数（25）×3＝75 下記公式＝117%

#### <記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
  - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

### 総合評価

#### （法人の業務の実績）

- ・ 中期計画・年度計画に基づき、業務運営の効率化、教育体制及び訓練内容の充実など、全般に継続的な努力を行っており、確実な取り組みにより成果が明確に出ている。
- ・ 危機管理・安全管理意識の醸成に向けて努力している。

#### （課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ SMS（安全管理体制）の更なる向上のためにも、チェック機能をしっかりと働かせていただきたい。
- ・ シミュレータの更なる有効活用を望む。
- ・ 海事思想の普及など、広報のあり方は、少し工夫の余地がある。
- ・ 平成21年度から開始した民間会社の船舶による6ヶ月間の実習訓練は、各会社及び船舶毎に取り組み姿勢や、実習内容に差が生じることが予想される。民間会社で実習訓練を受けた実習生全員が、一定レベル以上の成果を得て修了できるように、各会社、船舶に対し、徹底的な検証ならびに指導が必要と思われる、それらを実施する際には、航海訓練所が参画し、その知見を活用することを期待する。
- ・ 今後も、常に社会の動向を見据えながら、航海訓練の品質向上を目指していただきたい。

#### （その他推奨事例等）

- ・ 一般市民に対する船内公開、見学会、海洋教室や体験航海の開催などは、国民に対する海事思想の普及において非常に有効な手段である。相当な時間、経費、労力が必要と思われるが、引き続きの努力に期待する。
- ・ 実習生評価アンケートを実施し、それを速やかにフィードバックしている。

## 平成20年度業務実績評価調書 別紙：独立行政法人航海訓練所

独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

(独)航海訓練所	実績	評価	意見
<p>1. 随意契約の適正化</p> <p>①規定類の適正化(国の基準と同額等、会計検査院指摘事項を踏まえているか)</p> <p>②随意契約の比率の引き下げ</p> <p>③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況</p> <p>④監事監査の実施状況</p> <p>⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況</p> <p>⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由</p> <p>⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性</p> <p>⑧1者応札率が高い場合、その理由</p> <p>⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合)</p>	<p>①規定類の適正化 会計検査院の指摘事項を踏まえ、以下の規定類について、国の基準に合わせて制定または改正をしている。 H20.12.24改正 ●契約事務取扱細則一部改正 ●総合評価方式事務取扱要領制定 ●企画競争事務取扱要領制定 ●公募手続事務取扱要領制定 ●簡易入札制度事務取扱要領制定 H20.3.30改正 ●契約事務取扱細則一部改正</p>	3	
	<p>②随意契約の比率の引き下げ 以下のとおり、随意契約の比率を引き下げている。 平成19年度契約状況(基準額以上) 競争契約 71件(84.5%) 12.8億円(79.0%) 随意契約 13件(15.5%) 3.4億円(21.0%)(うち不落随契2件) 平成20年度契約状況(基準額以上) 競争契約 80件(88.9%) 10.5億円(84.0%) 随意契約 10件(11.1%) 2.0億円(16.0%)(うち不落随契2件)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争契約率の増大を進めている。</li> <li>・随意契約の比率を着実に減少させるなど、その適正化に取り組んでいる。</li> </ul>
	<p>③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況 平成19年の随意契約見直し計画に基づき、競争入札へ移行するものとした23件のうち13件を競争入札へ移行している。 残りの10件は該当する契約実績がなかった。 また、契約状況をHP上で公表している。 (<a href="http://www.kohkun.go.jp/public_info/zuii/h19_zuii_followup.pdf">http://www.kohkun.go.jp/public_info/zuii/h19_zuii_followup.pdf</a>)</p>		
	<p>④監事監査の実施状況 随意契約見直し計画の内容、随意契約件数・金額等について監査を実施し、以下のとおり評価を受けている。 (ア)随意契約案件の一般競争への拡大が図られている。 (イ)1者応札の対策について、当該案件を早めに周知する等できる限り講じられている。</p>		
	<p>⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況 該当案件なし</p>		

	<p>⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由  平成20年度の特命随意契約(8件)は以下のとおり。  (ア) 2008年度の船主責任保険 44.7百万円  (イ) 会計事務処理支援業務 3.8百万円  (ウ) 大成丸No.2主ボイラ水冷壁管の修理 2.1百万円  (エ) 海王丸賃貸借 128.4百万円  (オ) 電話料 2.1百万円  (カ) ガス料 1.2百万円  (キ) FAXニュース 1.8百万円  (ク) 後納郵便料 1.0百万円</p> <p>(ア)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)・・・契約の性質又は目的上競争できないもの。  (イ)・・・平成21年度より競争入札へ移行することとしているもの。  (ウ)・・・緊急を要する場合で競争に付することができなかったもの。</p> <p>⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性  該当案件なし</p> <p>⑧1者応札率が高い場合、その理由  平成19年度 30%(21/71件)  平成20年度 37%(30/82件)</p> <p>政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等について(平成21年1月)」における一者応札率が高い(50%超)法人には該当しない。</p> <p>⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合)  該当案件なし</p>	前ページに記載欄有り	
<p>2. 官民競争入札  ①官民競争入札の導入の状況</p>	<p>①官民競争入札の導入の状況  官民競争入札を活用する契約案件はないため、導入していない。</p>		
<p>3. 財務状況  ①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由  ②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯  ③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無</p>	<p>①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由  該当なし</p> <p>②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯  該当なし</p> <p>③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無  該当なし</p>		

<p>④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗状況</p> <p>⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無</p> <p>⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析</p>	<p>④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗状況 該当なし</p> <p>⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無 該当なし</p> <p>⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析 該当なし</p>		
<p>4. 給与水準</p> <p>①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況</p> <p>②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由</p> <p>③人件費総額の削減</p> <p>④役員報酬額の公表</p> <p>⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映</p> <p>⑥監事監査</p>	<p>①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況 人件費削減の取り組みについては、中期計画に基づき着実に実施し、平成18年度に達成している。平成20年度においては、さらに1名の定員を削減している。</p> <p>②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由 国との人事交流の機会において人選等の配慮を求めた結果、昨年度106.7であったラスパイレス指数は101.2となっている。 ラスパイレス指数が100を上回った理由は、一部の職員の扶養手当及び住居手当の受給額が、国の行政職(一)適用者の同手当の平均額を上回ったことによる。なお、手当の支給額及び支給基準等は国の給与制度に同じとしている。</p> <p>③人件費総額の削減 本中期目標に対する人件費(退職手当等を除く。)の削減率は8.0%となり、既に目標を達成している。</p> <p>④役員報酬額の公表 ホームページ上に公表している。 <a href="http://www.kohkun.go.jp/public_info/yakusyokuin_kyuyo.pdf">http://www.kohkun.go.jp/public_info/yakusyokuin_kyuyo.pdf</a></p> <p>⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映 以下のとおり、業務実績及び勤務成績を役員報酬及び職員給与へ反映させている。 ・役員報酬及び職員給与は、国家公務員の給与水準等を考慮 ・役員賞与は、独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案 ・役員退職金は、独立行政法人評価委員会における業績勘案率により決定 ・職員賞与及び定期昇給は、勤務評定に基づく査定を反映</p> <p>⑥監事監査 国家公務員の給与制度に準じた給与制度、俸給及び諸手当の決定・執行等について、適正に処理されていると評価を受けている。</p>	3	

<p>5. 人件費管理</p> <p>①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。</p> <p>②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。</p> <p>③レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から法人の見直しがなされているか。</p>	<p>①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。 福利厚生経費は、法定経費等役職員の健康管理に必要な経費の支出に限定し、活動について監事監査が行われている。</p> <p>②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。 該当なし</p> <p>③レクリエーション経費以外の福利厚生費について 福利厚生経費の使途は、法令等に基づく健康診断等に限定し、必要に応じ見直すこととしている。</p>	3	
<p>6. 内部統制</p> <p>①内部統制の体制の整備状況 (倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価等)</p> <p>②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況</p> <p>③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況</p> <p>④業務・マネジメントに関しての国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況</p> <p>⑤監事監査</p>	<p>①内部統制の体制の整備状況 倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制に関する評価等の情報収集等に努めるとともに、体制整備のあり方について準備を進めている。</p> <p>②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況 監査法人との意見交換、セミナーへの参加等、内部体制の構築に向けた検討を進めている。具体的な取組みとしては、理事長が教育査察時に各船を訪問し、コンプライアンスや内部統制に係る取組みの周知徹底を図っている。</p> <p>③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況 能力・実績給について、国と同様の制度を設けている。さらに、職員的能力及び業績を的確に評価し、能力給に係る制度を適正に運用するため、目標管理を取り入れた新たな評価制度の導入を検討している。</p> <p>④業務・マネジメントに関しての国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況 国民からの意見等をホームページ上で受け付け一般公開等の充実に反映している。また、帆船出港見学会参加者に対してアンケート調査を実施し、効率的な行事の周知方法等の改善を図っている。</p> <p>⑤監事監査 内部統制の取組みについて、理事長の指示が職員に徹底され、適切に進められていると評価を受けている。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長の率先垂範で内部統制が機能している。</li> <li>・ 監査法人との連携のもとでコンプライアンスの徹底を図っている。</li> <li>・ 新たに見学会参加者に対するアンケートを行い、業務改善に役立っている。</li> </ul>

<p>7. 保有資産の管理・運用(評価の際、監事監査や減損会計の情報等を活用)</p> <p>①保有資産の状況(特に資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものについて)</p> <p>②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況</p> <p>③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の分析</p> <p>④監事監査</p> <p>⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸貸対照表計上額が100億以上のものについて回収状況</p> <p>⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性</p>	<p>①保有資産の状況 独立行政法人通則法に基づき適正な資金運用を行っている。 (時価又は為替相場の影響等を受ける可能性はない)</p> <p>②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況 該当なし</p> <p>③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の分析 該当なし</p> <p>④監事監査 毎年度、資産の管理状況、資産の減価償却、減損会計及び貸借対照表等に関して会計・業務監査を実施している。 監事監査において、特段の指摘は受けていない。</p> <p>⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸貸対照表計上額が100億以上のものについて回収状況 該当なし</p> <p>⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性 該当なし</p>	3	
<p>8. 情報の開示</p> <p>①関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示</p> <p>②情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表</p>	<p>①関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示 HP上にて情報開示を行っている。 (<a href="http://www.kohkun.go.jp/public_info/kanrenhoujin.html">http://www.kohkun.go.jp/public_info/kanrenhoujin.html</a>)</p> <p>②情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表 総務省からの指示(平成20年3月14日)を基にホームページを改修し、アクセスの容易化を図っている。 また、他の模範となる取組みをホームページや広報誌(ナイスティ)等で、積極的に公表している。</p>	3	
<p>9. 関連法人</p> <p>①出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性</p> <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性</p> <p>③出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況</p>	<p>①出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性 該当なし</p> <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性 該当なし</p> <p>③出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況 該当なし</p>	/	

<p>10. 役職員のイニシアチブ</p> <p>①業務改善を図る取組を促すアプローチ</p> <p>②職員の積極的な貢献を促すアプローチ</p>	<p>①業務改善を図る取組を促すアプローチ 教育査察、業務監査及び会計監査を実施し、業務の改善を図っている。さらに平成20年度は、安全文化の醸成に向け、安全推進会議を発足させている。</p> <p>②職員の積極的な貢献を促すアプローチ 教育査察等を通じて、定期的に理事長が職員と直接対話をできる機会を設けている。また、中期計画及び年度計画に基づく実習訓練業務、研究業務等を、諸会議や研究発表会の場で報告し、各練習船への周知を図っている。</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長以下役職員一体となって業務改善に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>11. 個別法人(指摘事項)</p>	<p>①社船実習の活用を20年度中に措置する 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定 以下「独法整理合理化計画」という)の指摘を踏まえ、トン数標準税制に係る日本船舶・船員確保計画に基づく社船実習について、関係先と実習実施内容の分担及び事務手続き等の調整を行い、平成21年4月から実施できるよう措置している。</p> <p>②20年度中に帆船実習の義務づけの廃止及び見直し 独法整理合理化計画の指摘を踏まえ、平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が改正され、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士(航海)免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習の義務付けが廃止された。 これを受け、当該実施期間を前半になるよう見直し、社船実習を行う場合、当該実施期間が短縮となるよう調整している。</p> <p>③自己収入の増大を図る 独法整理合理化計画の指摘を踏まえ、訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行っている。 今後とも、海事人材の確保の観点から教育機関としての魅力を失わないことに配慮しつつ、見直しを図っていくこととしている。</p> <p>④遠洋航海等を希望しない学生への措置 独法整理合理化計画の指摘を踏まえ、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と国土交通省海事局海技課の協議が行われ、各商船高等専門学校では、転学科等に関する学則が改正された。(文部科学省対応) 平成21年度以降、学校側と協議をしながらより効率的かつ効果的な配乗を図っていくこととしている。</p> <p>⑤船隊構成の見直し 独法整理合理化計画の指摘を踏まえ、平成23年度までに、タービン練習船の小型練習船への代替えを図るため、小型練習船の持つべき機能について、2006年海事労働条約の設備基準等をも考慮し、技術的な検討を行っている。さらに、平成22年度の予算化に向け、海事局との協議を開始している。</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度変革へ対応している。</li> <li>・自己収入増を図るべく、関係先と調整し、委託費の値上げを行っている。</li> </ul>

<記入要領>・項目ごとの「評定」の欄に、以下の段階的評定を記入する。

5点:特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点:優れた実施状況にあると認められる。

3点:着実な実施状況にあると認められる。

2点:概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点:着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。